

操南支え合いの会規約

令和3年3月26日

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「操南支え合いの会」(以下「支え合いの会」という。)と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 支え合いの会は、地域における多様な主体が参画し、情報の共有と連携・協働により、多様な生活支援を創出し、支え合いの地域づくりを推進することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 支え合いの会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進・介護予防の取り組み、生活支援等の提供体制を整備するにあたり必要な情報の共有及び連携・協働に関する事
- (2) 災害時の要支援者に対する、避難体制に関する事
- (3) 要援護者又はその家族等に対する支援に関する事
- (4) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活動を支援する
- (5) 地域づくりにおける意識の統一に関する事。

(組織)

第4条 支え合いの会は、操南学区内で構成された次の4団体で組織する。その役員を委員とする。

- (1) 操南学区社会福祉協議会
- (2) 操南学区民生委員・児童委員協議会
- (3) 操南学区愛育委員会
- (4) 操南学区連合自主防災会

※ 別表にサポート団体を示す。

(役員)

第5条 操南支え合いの会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 1名 |

2 前項の役員は、支え合いの会で選任する。

3 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、支え合いの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、支え合いの会の事務を執行し、会議議事録を作成する。